

燕市告示第 208 号

公募型プロポーザル方式の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び燕市財務規則（平成 18 年燕市規則第 47 号）第 147 条第 1 項の規定により、公募型プロポーザル方式を実施します。

令和 7 年 4 月 1 日

燕 市 長 鈴木 力

1. 業務概要

（1）業務名称

中小企業 CO2 排出量可視化促進業務

（2）履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

（3）業務内容

中小企業 CO2 排出量可視化促進事業に係る業務委託仕様書のとおり

2. 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている者とする。また、参加できるものは法人格を有するものとする。

- （1）納付すべき国税及び地方税に滞納がない者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していない者であること。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員ではないこと。
- （4）告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- （5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- （6）2025 年・2026 年度燕市入札参加資格者名簿（物品）に登録されているまたは、契約締結までに入札参加資格者名簿（物品）に登録されるもの。

3. 手続き等

(1) 関係資料の入手方法

中小企業 CO2 排出量可視化促進事業業務委託に係る企画提案プロポーザル実施要領などを燕市のホームページに掲載する。

(2) 提出方法等

各種様式の提出方法や提出期限及び提出先等については、実施要領を参照すること。

4. 問い合わせ先

〒959-0295

新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

燕市市民生活部生活環境課環境政策係

電 話 : 0256-77-8167

F A X : 0256-77-8208

E-Mail : kankyo@city.tsubame.lg.jp